平成２３年（フ）第５０１号
神奈川県座間市栗原中央５丁目６番６号
債務者　石井　康弘
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２５号
和歌山県御坊市湯川町富安170番地５
債務者　足立　美香
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第７１３０号
大阪市城東区関目２丁目18番104―506号
債務者　青木　雅之
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９号
北海道苫小牧市有珠の沢町７丁目６番27号
債務者　須藤　良伸
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１８９号
北海道苫小牧市美園町３丁目11番７号　プロム96―105号
債務者　神野　路子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１００７号
宮城県名取市名取が丘４丁目13　２号棟305号、住民票上の住所宮城県名取市閖上６丁目12番１号
債務者　大平　正行
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
福島県二本松市油井字天皇舘腰87番地５　国分荘１号
債務者　高野　健二
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５５号
福島市笹谷字塗谷地25番地の32
債務者　佐藤　　圭
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１９９号
福島県伊達市保原町上保原字流町14番地２
債務者　渡邉　久美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２００号
福島県伊達市保原町上保原字流町14番地２
債務者　渡邉　こと
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５００号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2911番地　グリーンヒルズＣ102
債務者　大野　孝行
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５２５号
茨城県水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅３棟５Ｆ３号
債務者　五井　知美（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号
茨城県かすみがうら市稲吉南１―６―35、住民票上の住所茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地８　Ｃ―204
債務者　日佐戸宏史
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３２号
茨城県かすみがうら市稲吉南１丁目６―35、住民票上の住所茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地８　Ｃ―204
債務者　日佐戸雪子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５４号
茨城県かすみがうら市牛渡3331番地１
債務者　飯島　真紀（旧姓風間）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７３号
茨城県土浦市西根南１丁目12番17号
債務者　門　　丈男
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７６号
茨城県土浦市小松ケ丘町３番２号
債務者　羽鳥　富子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係